

令和8年度

南相馬市次世代自動車等導入促進事業

補助金申請の手引き

- ①電気自動車
- ②燃料電池自動車
- ③据置型電気自動車等充給電設備
- ④可搬型外部給電機

【受付・問合せ先】

南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27番地

電話：0244-24-5248

FAX：0244-24-5347

e-mail：kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp

【受付・問合せ時間】

8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝日及びその他閉庁日を除く。

【申請受付期間】

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

※受付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を締め切ります。

※機器購入後概ね1カ月以内に申請してください。

令和8年4月

南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 南相馬市次世代自動車等導入促進事業について | |
| (1) 事業の目的 | 2 |
| (2) 補助の要件 | 2 |
| (3) 補助金の額 | 3 |
| (4) 申請受付期間 | 3 |
| (5) 受付窓口 | 3 |
| | |
| 2 申請方法 | |
| (1) 申請に必要な書類 | 4 |
| (2) 提出方法 | 5 |
| (3) 補助金交付の流れ | 6 |
| | |
| 3 申請書（様式第1号）記載例 | |
| (1) 申請書【表】 | 7 |
| (2) 申請書【裏】 | 8 |
| (3) 【参考】自動車検査証記録事項の見本 | 9 |
| | |
| 4 よくある質問 Q&A | |
| (1) 共通 | 10 |
| (2) 電気自動車 | 11 |
| (3) 燃料電池自動車 | 11 |

1 南相馬市次世代自動車等導入促進事業について

(1) 事業の目的

市では地球温暖化対策の推進を図るため、走行時にCO₂などの温室効果ガスを排出しない、電気自動車、燃料電池自動車（以下「次世代自動車」）及び据置型電気自動車等充電設備、可搬型外部給電機（以下「給電機」）を導入した方に対し、補助金を交付します。

(2) 補助の要件

① 補助対象者

次に掲げる全ての要件を満たす方

- 市内に住所を有する方（以下「市民」という。）
- 市内に事業所等を有する法人（以下「事業者」という。）
- 上記に対してリース販売を行うリース事業者（以下「リース事業者」という。）
- 市税を滞納していない方（リース事業者が申請者の場合は、使用者も含む。）
- 南相馬市暴力団排除条例に掲げる暴力団、暴力団員等でない方。（リース事業者が申請者の場合は、使用者も含む。）

② 電気自動車・燃料電池自動車共通

- 自家用・事業用の欄が「自家用」であり、かつ使用の本拠地が南相馬市内である自動車検査証の交付を受け、購入代金を全額支払った新車であること。
- リース事業者が申請者となる場合は、当該補助による補助金相当額が次世代自動車の使用者が負担するリース料に充当されること。
- 自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されないこと。（販売店の試乗車、展示車などの使用禁止）
- 南相馬市以外の自治体（福島県を除く。）の補助金・交付金等を受けていないこと。

◎次世代自動車の場合は、初年度登録年月日または車両購入費の支払いが完了した日のいずれか遅い日から180日以内のものが対象

※支払い等完了後、概ね1カ月以内に申請してください。

③ 据置型電気自動車充電設備

- 次世代自動車の蓄電池から電力を取出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するもの。

④ 可搬型外部給電機

- 次世代自動車から電力を取り出す機器のうち、可変型のもの。

◎充電機器の場合は、機器の設置完了日または当該購入費の支払いが完了した日のいずれか遅い日から180日以内のものが対象

※支払い等完了後、概ね1カ月以内に申請してください。

(3) 補助金の額

①電気自動車

○補助金の額

車両本体の購入に係る経費 定額 100,000 円

②燃料電池自動車

○補助金の額

車両本体の購入に係る経費 定額 300,000 円

③据置型電気自動車充給電設備【V2H】

○補助金の額

機器本体の購入に係る経費 定額 150,000 円

④可搬型外部給電器

○補助金の額

機器本体の購入に係る経費 定額 50,000 円

(4) 申請受付期間

○受付期間：令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

※受付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を締め切ります。

※月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで

（土・日曜日、祝日及びその他閉庁日は受付いたしません。）

(5) 受付窓口

○南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

南相馬市原町区本町二丁目27番地 南相馬市役所西庁舎1階

電 話：0244-24-5248

FAX：0244-24-5347

2 申請方法

(1) 申請に必要な書類

補助金の申請をされる場合は、共通書類（下記①参照）と申請対象者それぞれに該当する添付書類（下記②～④参照）をご提出ください。

※申請書等は環境政策課脱炭素社会推進係で配布しています。また、南相馬市ホームページからもダウンロードできます。

①申請者共通書類（市民、事業者、リース事業者 全ての申請で必要）

| 補助金の申請に必要な書類 | 備考 |
|--|---|
| (1) 次世代自動車等導入促進事業補助金 交付申請書兼事業実績報告書（様式第1号） | ・申請書の書き方について、『P7 3 申請書（様式第1号）記載例』をご参照ください。 ※押印は不要です。 |
| (2) 収支決算書（様式第2号） | ・国・県・市の補助金や自己資金等の内訳、及び車両本体の購入費を記すもの。 |
| (3) 暴力団員等でない旨の誓約書 （様式第3号） | ・リース事業者の場合は、リース事業者分及び使用者分、それぞれ提出。 |
| (4) 市税の完納証明書 | ・リース事業者の場合は、リース事業者分及び使用者分、それぞれ提出。 ・直近のもの（ <u>発行後3ヶ月以内のもの</u> ）。 ・市民課の窓口で発行しております。 ※ <u>納税証明書ではありませんので、ご注意ください。</u> |
| (5) 購入費が分かる書類の写し （領収書または契約書等） | ・領収書または契約書等に対象機器等に関する経費の記載がない場合は、別途内訳書を添付してください。 |
| (6) 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し | ・金融機関名、支店等名、口座番号、口座名義人のわかるもの。 ・ 口座の名義と申請者名義は同一 であること。 |
| (7) 対象の次世代自動車の自動車検査証及び 自動車検査証記録事項の写し 【次世代自動車を導入した場合】 | ・家用・事業用の欄が「家用」であり、使用の本拠の位置が本市内であるとして登録されているもの。 |
| (8) 保証書の写し【給電器を導入した場合】 | ・製造メーカーの発行する機器の保証書の写し（日付、販売店名等の必要事項が明記されているもの）。 |
| (9) 設置した機器及び品番の分かるカラー写真 【給電器を導入した場合】 | ・設置した機器が設置されていることがわかる写真と型式名が読み取れる写真。※カラー写真 |

②申請者が市民の場合

| 補助金の申請に必要な書類 | 備考 |
|--------------------|--------------------------|
| 現住所の記載がある本人確認書類の写し | ・運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等。 |

③申請者が事業者の場合

| 補助金の申請に必要な書類 | 備考 |
|------------------------------|-------------------------------|
| 商業登記簿謄本または現在事項（履歴事項）全部証明書の写し | ・直近のもの（ <u>発行後3ヶ月以内のもの</u> ）。 |

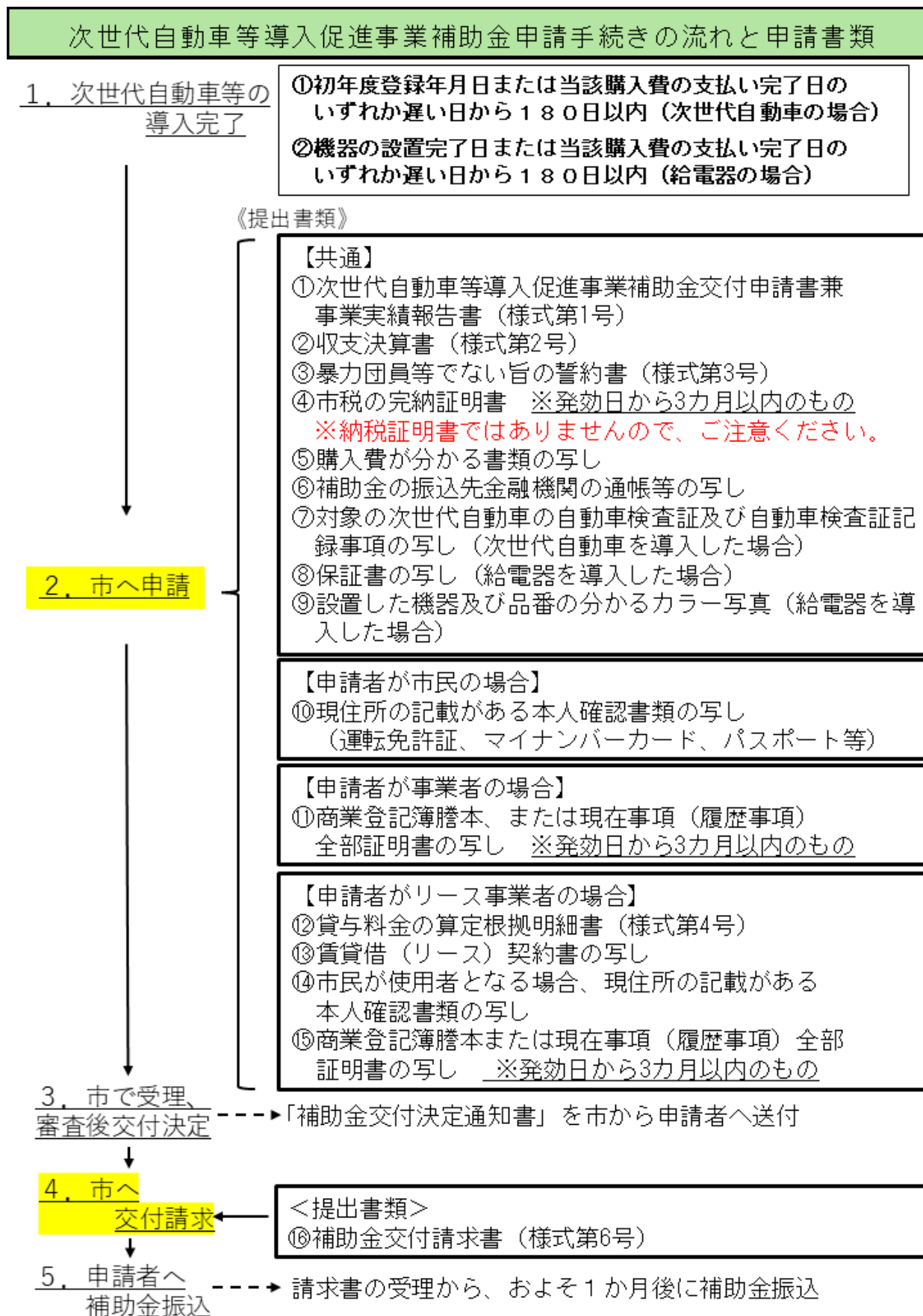
④申請者がリース事業者の場合

| 補助金の申請に必要な書類 | 備考 |
|------------------------------------|---|
| (1) 貸与料金の算定根拠明細書（様式第4号） | ・メーカー名や車名、容量等がわかる書類（カタログ等）。 |
| (2) 賃貸借（リース）契約書の写し | ・リース先の情報（使用本拠地、使用者名等）やリース内容（種別、車名、期間、月額リース料等）を記すもの。 |
| (3) 市民が使用者となる場合、現住所の記載がある本人確認書類の写し | ・②と同様の書類 |
| (4) 商業登記簿謄本または現在事項（履歴事項）全部証明書の写し | ・市民が使用者の場合はリース事業者分のみ提出する。 ・事業者が使用者の場合はリース事業者および法人分を提出する。 ・近のもの（ <u>発行後3ヶ月以内のもの</u> ）。 |

(2) 提出方法

申請書を環境政策課脱炭素社会推進係（市役所西庁舎1階）まで持参、もしくは郵送にてご提出ください。

(3) 補助金交付の流れ



3 申請書（様式第1号）記載例

(1) 申請書【1枚目】

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

提出日を記入(未定の場合は空欄で提出してください)
 ※車検証記載の初年度登録年月日(自動車)、機器の設置完了日(充電機器)、
 機器購入費の支払い完了日
 いずれか遅い日から180日以内

実績報告書

南相馬市次世代自動車等導入促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1. 申請者に関する事項

| | |
|---|--------------|
| 申請者住所 | |
| 申請者氏名 ※法人及びリース事業者 の場合は法人名及び 代表者の職・氏名 | 南相馬 太郎 |
| 電話番号 ※日中連絡可能な連絡先 ※手続代行の場合は 事業者名及び担当者の 職・氏名も併記 | 0244-24-5248 |

※申請者氏名は、住民票または法人登記に記載の氏名(法人名)
と一致するよう記載してください。
 ※住所＝住民票または法人登記上の住所を記載してください。

2. 車両に関する事項

| | | |
|---------------------|--|----------------------------------|
| 種 別 | <input checked="" type="checkbox"/> 電気自動車 | <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 |
| 自動車登録番号 又は車両番号 ① | 福島 ○○○ あ ○○○○ | |
| 自動車検査証 交付日 ② | 令和7年 | 4月 1日 |
| 支払完了日 又は契約締結日 | 令和7年 | 4月 1日 |
| 車名 ③ | ○○○ | 車体番号 ④ ○○○○-○○○○○ |
| 型式 ⑤ | ○○○-○○○○ | |
| 所有者 ⑥ | <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 自動車販売業者またはローン会社(氏名:) | |
| 使用者 ⑦ | <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者(事業者)の役員・従業員(氏名:) <input type="checkbox"/> 貸与先(氏名:) | |
| 使用の本拠の位置 ⑧ | 南相馬市原町区○○字○○ | |
| 車両本体購入 に係る経費 | 6 | 0 0 0 0 0 0 0 円(税抜き) |

P9、P10の車検証の見本等を参考に、自動車検査証の内容と一致するよう記載してください。

車両本体代のみ記載
 ※オプション代、車検・自賠責・手
 数料等は記載しないこと

(2) 申請書【2枚目】

3. 充電設備に関する事項

| | | |
|------------------|--|-----------------------------------|
| 種 別 | <input checked="" type="checkbox"/> 据置型電気自動車等充給電設備 (V2H) | <input type="checkbox"/> 可搬型外部給電機 |
| メーカー名 | ○○○ | |
| 機器型番 | ○○○ | |
| 支払完了日 又は契約締結日 | 令和7年 4月 1日 | |
| 機器購入費用 | 1 百万 | 3 0 0 千 0 0 0 円 (税抜き) |

4. 補助金交付申請額

| 設備区分 | 補助金の額 |
|--|-------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 電気自動車 | 定額 100,000円 |
| <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 | 定額 300,000円 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 据置型電気自動車等充給電設備 (V2H) | 定額 150,000円 |
| <input type="checkbox"/> 可搬型外部給電機 | 定額 50,000円 |
| 補助金交付申請額 | 250,000 円 |

※申請者名義の口座情報を転記してください。

5. 補助金振込先 (申請者名義のもの)

| | | | | | | | | |
|-------|--|---|----|---|---|---|---|---|
| 金融機関名 | 南相馬 | <input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 農協 | 原町 | <input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 | | | | |
| 口 座 | 種 類 | 口座番号 (右詰め) | | | | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 普通 (総合) <input type="checkbox"/> 当座 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 口座名義人 | フリガナ ミナミソウマ タロウ 南相馬 太郎 | | | | | | | |

(3) 【参考】自動車検査証記録事項の見本

補助金交付申請書に記載の内容と、自動車検査証記録事項の内容が一致するようにしてください。

| | | | | | | | | | |
|---|---------------------|--------------------|----------|------------|--------------|--------------|-------|------------|-------|
| A | | 記録年月日 令和 8年 5月 10日 | | | | | | | |
| <h1>自動車検査証記録事項</h1> | | | | | | XXXXXXXXXXXX | | | |
| 1. 基本情報 | | | | | | | | | |
| 自動車登録番号または車両番号 | | 福島 ○○○ ○○○○ ① | | | | | | | |
| 車体番号 | ○○○-○○○-○○○ ④ | | | | | | | | |
| 登録年月日/交付年月日 | 令和 8年 5月 10日 ② | 初度登録年月 | 令和 8年 5月 | 有効期間の満了する日 | 令和 11年 5月 9日 | | | | |
| 2. 所有者・使用者情報 | | | | | | | | | |
| 所有者の氏名又は名称 | 南相馬 太郎 ⑥ | | | | | | | | |
| 所有者の住所 | 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 | | | | | | | | |
| 使用者の氏名又は名称 | *** ⑦ | | | | | | | | |
| 使用者の住所 | *** | | | | | | | | |
| 使用の本拠の位置 | *** ⑧ | | | | | | | | |
| 3. 車両詳細情報 | | | | | | | | | |
| 車名 | ○○○○ ③ | | | | | | | | |
| 型式 | ○○○-○○○ ⑤ | | 原動機の型式 | ○○○○ | | | | | |
| 自動車の種別 | 普通 | 用途 | 乗用 | 自家用・事業用の別 | 自家用 | | | | |
| 車体の形状 | 箱型 | | 乗車定員 | 5人 | 最大積載量 | - kg | | | |
| 車両重量 | ○○○○kg | 車両総重量 | ○○○○kg | 長さ | ○○○cm | 幅 | ○○○cm | 高さ | ○○○cm |
| 前前軸重 | ○○○kg | 前後軸重 | - kg | 後前軸重 | - kg | 後後軸重 | ○○○kg | 総排気量又は定格出力 | ○○○kw |
| 燃料の種類 | 電気 | 型式指定番号 | xxxxx | 種別区分番号 | xxxx | | | | |
| 4. 備考 | | | | | | | | | |
| <div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 20px; font-size: 48px; margin: 0 auto;">見 本</div> | | | | | | | | | |
| 【注意事項】 | | | | | | | | | |
| 記録事項はシステム登録時点の情報となります | | | | | | | | | |
| 車両ID | XXXXXXXXXXXX | | | | | | | | |
| XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX | | | | | | | | | |

(1) 共通（電気自動車、燃料電池自動車）

Q1. 補助対象者は個人のみになりますか？

A1. 個人（市民）、事業者、リース事業者が対象となっております。

Q2. 国や福島県の補助を受けている場合、市の補助も併せて受けられるのでしょうか。

A2. 当該補助は、国・県と併用可能です。

Q3. 市外に住民票を置いています、車検証記載の仕様の本拠地の位置が市内の場合、補助対象になりますか？

A3. 市内に住民票を置かれていない方は、補助対象外です。住民票の住所と車両の本拠地の位置がどちらも南相馬市内である必要があります。

Q4. 市役所の窓口で完納証明書が発行できないと言われましたが、補助対象になりますか？

A4. 原則、申請には南相馬市の完納証明書が必要ですが、発行できない理由によって、代わりの書類を提出いただければ補助対象となります。

①申請者が非課税者の場合

→市役所窓口で発行している非課税証明書を添付していただき、非課税者であることの確認が取れば補助対象となります。

②住民票の住所は南相馬市にあるが、他の自治体に納税している場合

→納税している自治体で発行している完納証明書（未納の無いことを示す証明書）を添付。

③住所を移動したばかりで発行できない場合

→南相馬市で発行する住民票+移動前の住所（自治体）での完納証明書を添付。

④税金を支払ったばかりでまだデータに反映されていない場合

→発行できる日付（3か月以内）の完納証明書を添付。

Q5. 申請書類の提出締切（導入完了後 180 日以内）を過ぎてしまいました。これから申請したら間に合いますか？

A5. 提出締切を過ぎた申請については、受付できません。

Q6. 中古車は対象になりますか。

A6. 中古車は対象とならないため受付できません。

Q7. 車両の注文はすでにしており、支払いも完了していますが、車両の完成が遅れており、初度登録ができていない場合、申請はできますか。

A7. 初度登録が済んでいない場合は、補助金申請はできません。

Q8. 補助要件である「車両の販売促進活動に使用しないこと」に、レンタカーは該当しますか。

A8. レンタカーは補助対象としているため、申請可能です。「車両の販売促進活動に使用し

ないこと」に該当する例としては、販売店の試乗車、展示車などがあります。

Q9. リース期間を3年契約で電気自動車を購入しましたが、申請できますか。

A9. リース事業者の場合、リース期間が4年以上であることが要件となっているため、申請できません。

Q10. 賃貸契約を本補助金申請前に締結し、月額リース料が決定したが、市補助の10万円をリース料金に反映したことで途中でリース料が変更になる場合、変更契約書は必要になりますか。

A10. 変更契約を新たに結びなおす必要はありません。様式4号の算出根拠明細には、当初の賃貸契約での月額リース料を記入いただき、月額リース料がわかる契約書の写しを添付してください。

(2) 電気自動車

Q11. 電気自動車とは、どういった車両を指しますか。

A11. 電気自動車（EV）とは、エンジンを搭載しておらず、車両に搭載された電池（バッテリー）から供給される電気を動力源として、モーターで走行する自動車のことをいいます。

Q12. ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車は補助対象になりますか。

A12. ハイブリッド車（HEV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）は対象となりません。

(3) 燃料電池自動車

Q13. 燃料電池自動車とは、どういった車両を指しますか。

A13. 燃料電池自動車とは、水素と酸素の化学反応（燃料電池）によって発電した電気を動力源としてモーターで走行する自動車のことをいいます。